

建設産業外国人材定着支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 建設産業外国人材定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに土木部所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるもののほか、この交付要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 県内建設産業で働く外国人材が、県内で長く働き続けることができるよう支援制度を整備することにより、建設事業者の担い手不足の解消を図る。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たすものとする。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者とししない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「建設業法」という。）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けた受入事業者。
- (2) 県内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する「営業所」をいう。）を有する受入事業者。
- (3) 県内営業所において外国人材（日本語能力試験等において別表1で定める能力を認定された者または認定される見込みがある者に限る。）を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること（5年間）。なお、ここでいう外国人材とは、以下に掲げる在留資格のいずれかを持つ者とする。
 - ①特定技能（別表2に掲げられる特定技能の在留資格を有する者）
 - ②技術・人文知識・国際業務
- (4) 事業実施年度からの各年度において、当該外国人材が受入事業者に在籍しているかどうかについて確認を求められた場合は、その確認に応じる者。
- (5) 受入事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 県税の全税目に滞納がないこと。
- (7) 地方消費税に滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業内容は、県内建設事業者が雇用する外国人材の県内定着を促進するための取組みとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額および補助対象期間は、別表3に定めるとおりとする。なお、補助対象経費は、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

(補助金の申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福井県土木部土木管理課長（以下「県」という。）が別に定める申込期間中に申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（別紙1）
 - (2) 補助対象経費の見積書等
 - (3) 補助事業に係る外国人材を雇用していることが確認できる書類
（社会保険の資格取得通知書の写しおよび雇用契約書の写し等）
 - (4) （特定技能の場合のみ）補助事業に係る外国人材の従事する業務の区分が分かる書類
（建設特定技能受入計画認定証一式の写し）
 - (5) 補助事業に係る外国人材の在留資格が確認できる書類
（在留資格認定書の写し等）
 - (6) その他、県が必要と認める書類
- 2 県は申込書を先着順で受理する。（申込期間は別に定める。）
- 3 県は前項の申込書を受理したときはその内容を審査し、その結果を申込内容確認結果通知書により申請者に通知するものとする。

(中間確認)

第7条 前条第3項の通知を受けた申請者は、雇用する外国人材が日本語能力試験等を受験し、その結果の通知を受けた日から14日以内に中間確認依頼書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。

- (1) 雇用する外国人材が日本語能力試験等において、別表1に定める能力認定を受けたことが分かる書類（日本語能力認定書の写し等）
 - (2) その他、県が必要と認める書類
- 2 県は、前項の中間確認依頼書を受理したときは中間確認を行い、その結果を中間確認結果通知書により通知するものとする。

- 3 前条に規定する補助金の申込以前に日本語能力試験等において別表1に定める能力認定された者を雇用している場合は、本条第1項の規定にかかわらず、前条で規定する補助金の申込の際に本条第1項第1号に掲げる書類を添えて県に提出しなければならない。また、この場合には、申請者は本条に規定する中間確認依頼書の提出を省略することができる。

(申込内容の変更および中止)

第8条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、第6条第1項の申込書の内容を変更するときは、申込内容変更届(様式第3号)に第6条第1項の各号に掲げる書類のうち内容に変更のあった書類を添えて、県に提出しなければならない。

ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助対象経費の各経費区分において20%の範囲内の変更(補助対象経費区分ごとの金額相互間で、いずれか低い額の20%以内の変更額の増減のもの)で補助金の総額に変更を生じないもの
- (2) 補助事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更

2 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は第6条第1項の申込を中止するときは、中止届(様式第4号)を県に提出しなければならない。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第9条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとする事業が完了した日から起算して1か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書【別紙5】
- (2) 補助事業実施に係る支出を証する書類(領収書、通帳の写し等)
- (3) 誓約書【別紙6】
- (4) 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書【別紙7】
- (5) 消費税および地方消費税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
- (6) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定兼額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の内容の審査を行い適正であると認めたときは補助金の交付決定および額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書(様式6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、もしくは交付した補助金の全部または一部を期日を定めて返還を命じることができる。また、補助金返還を命じられた申請者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号の他、不正な行為があったと認められるとき。
- (4) 当該外国人材の犯罪、死亡等によるやむを得ない場合を除き、補助金事業実施年度から起算して5年以内に、当該外国人材を解雇したとき。

(加算金および遅延金)

第13条

- (1) 申請者は、前条の規定により知事から補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 申請者は、知事から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 知事は、(1)および(2)においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

(補助金の経理)

第14条 申請者は、事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 申請者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

試験名称	実施機関・団体	能力区分
日本語能力試験(JLPT)	独立行政法人国際交流基金、 公益財団法人日本国際教育支援協会	N3 以上(N1、N2 でも可)
J.TEST 実用日本語検定	(株) 語文研究社「日本語検定協会・J.TEST 事務局」	「D-E レベル試験」500 点以上 (「A-C レベル試験」600 点以上でも可)
日本語 NAT-TEST	専門教育出版「日本語 NAT-TEST 運営委員会」	3Q 以上(1Q、2Q でも可)
JPT 日本語能力試験	(一社)日本語能力試験実施委員会	430 点以上
上記試験以外であっても、日本語能力試験(JLPT)における N3 相当以上と認定される場合は土木管理課と協議のうえ、補助対象とすることができる。(例 「CEFR」B1 以上、「ACTFL」IM 以上 等)		

別表 2

業 務 区 分
土木
建築
ライフライン・設備

別表 3

補助対象経費区分	内 容	補助率	補助限度額	補助対象期間
技能検定の資格取得に係る費用(注2)	職業能力開発促進法に基づく技能検定1級の受験費用、(一社)建設技能人材機構が実施する特定技能2号評価試験の受験費用	1/2	雇用する外国人材1人あたり200千円	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
技能講習の受講等に係る費用	(公社)福井県労働基準協会等が実施する講習に係る費用			
運転免許の取得に係る費用(注3)	自動車免許の取得(書換え)等に係る費用			
その他経費	知事が特に必要と認める経費			

(注1) 補助事業経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付する。

- (注2) 資格取得において、受入事業者が負担した教材等に係る費用も含む
- (注3) 補助対象外経費は以下のとおりとする。
- ・補助事業に要したことが明確に区分できない経費
 - ・講習または試験会場への往復に要した交通費
- (注4) 運転免許取得に係る費用については、技能検定の資格取得に係る費用または技能講習の受講等に係る費用を申請する場合に限り、申請可能とする。(運転免許の経費のみでの申請は不可)
- (注5) 補助対象経費について疑義がある場合、事前に土木管理課と協議すること。